

# 令和6年度 神戸市母子保健事業検討委員会

第1回 令和6年7月25日(木)

## 令和6年度 神戸市母子保健事業検討委員会の目的

- 令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」の加速化プランにおいて「妊娠期からの切れ目ない支援の充実」として乳幼児健康診査の推進が示され、令和5年度の国の補正予算で5歳児健康診査の費用補助事業が創設された。
- 神戸市の乳幼児健康診査事業のより円滑な運営のため「神戸市母子保健事業検討委員会開催要綱」に基づき本会を開催し、行政と関係機関が連携して、神戸市における5歳児健康診査のあり方について検討を行う。

# 神戸市乳幼児健康診査

- 母子保健法第12条及び第13条に基づき、生後4か月、9か月、1歳6か月、3歳の各時期に実施。9か月児健診は医療機関での個別健診、その他は区・支所での集団健診。
- 4か月児健診及び9か月児健診では内科診察、1歳6か月児健診では、内科診察及び歯科診察、3歳児健診では内科診察、歯科診察及び耳鼻科診察を実施。また、各健診において多職種による助言・相談対応を行い保護者の育児支援を推進。
- 健診の結果、指導を要すると判定された児に対しては、保健福祉部において指導や経過観察（フォロー健診を含む）を行う。
- 乳幼児健康診査の結果、一層精密に検査を行う必要のある者に対しては、専門医療機関等（児童相談所・総合療育センターを含む）を紹介し、精密検査の実施及び適切な指導又は措置を行う。

3

# 神戸市乳幼児健康診査の推移

年度	H30	H31※1	R2※1	R3	R4	R5	R6(予定)
健診回数	566	517	506	542	553	538	525
4か月児	224	203	218	204	199	197	195
1.6歳児	172	155	144	168	172	169	166
3歳児	170	159	144	170	182	172	164
医師出務数※2	1,506	1,364	1,360	1,462	1,496	1,439	1,387

※1 平成31年度（令和元年度）から令和2年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、健診を一時期中止した。中止分は回数に含まず。

※2 医師会・医療機関・フリーランス医師・行政医師（内科のみ）  
各健診に1回あたり2～3人が出務。

4

## 神戸市乳幼児健康診査の受診率の推移

4か月児（集団）	対象児数	受診児数	受診率
令和元年度	10,313	9,568	92.8%
令和2年度※	9,553	10,049	105.2%
令和3年度	9,603	9,437	98.3%
令和4年度	9,133	8,976	98.3%

  

9か月児（個別）	対象児数	受診児数	受診率
令和元年度	10,542	9,975	94.6%
令和2年度	10,366	9,862	95.1%
令和3年度	9,551	9,066	94.9%
令和4年度	9,565	9,138	95.5%

令和6年7月時点  
対応医療機関：186

※ 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い中止した令和元年度の集団健診の対象者が  
令和2年度に受診したことから、令和2年度の集団健診は受診率が100%を超過している。

5

## 神戸市乳幼児健康診査の受診率の推移

1.6歳児（集団）	対象児数	受診児数	受診率
令和元年度	10,956	9,811	89.5%
令和2年度※	8,332	9,108	109.3%
令和3年度	10,943	10,663	97.4%
令和4年度	10,190	9,824	96.4%

  

3歳児（集団）	対象児数	受診児数	受診率
令和元年度	11,887	10,612	89.3%
令和2年度※	8,043	8,999	111.9%
令和3年度	11,881	11,468	96.5%
令和4年度	11,632	11,418	98.2%

※ 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い中止した令和元年度の集団健診の対象者が  
令和2年度に受診したことから、令和2年度の集団健診は受診率が100%を超過している。

6

# 令和4年度の神戸市乳幼児健康診査の実施状況

別紙1を参照

# 神戸市のこども（就学前）の健診

受診時期	1か月	4か月	9か月	1歳6か月	3歳	5歳	保育所等 所属機関 (年2回)	就学時 (就学前年 10月下旬以 降)
根拠法等	母子保健法						学校保健安 全法施行規 則に準ずる	学校保健安 全法施行規 則
開始時期	令和6年 10月(予定)	昭和23年	平成8年	昭和54年	昭和36年		-	-
実施方式	個別	集団	個別	集団	集団		集団	集団
実施内容	内科診察	内科診察 育児相談 栄養相談 歯科相談 集団指導	内科診察	内科診察 歯科診察 育児相談 栄養相談 歯科相談 心理相談	内科診察 耳鼻科診察 歯科診察 尿検査 屈折検査 育児相談 栄養相談 歯科相談 心理相談	内科診察 (精神発 達・言語発 達を含む)	内科診察 耳鼻科診察 歯科診察 尿検査	内科診察 眼科診察 耳鼻科診察 歯科診察 尿検査

「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業	
<p>成育局 母子保健課 令和5年度補正予算：15億円</p>	<p><b>1 事業の目的</b></p> <p>○ 乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1歳6か月児」及び「3歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「3から6か月頃」及び「9から11か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たに「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする。 ※ 本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援を行うことより、全国の自治体での「1か月児」及び「5歳児」の健康診査の実施を目指す。</p>
<p><b>2 事業の概要</b></p> <p>◆ <b>対象者</b> ① 1か月頃の乳児 及び ② 5歳頃の幼児</p> <p>◆ <b>内容</b> 地域における全ての上記①及び②に該当する乳幼児を対象に、健康診査の実施に係る費用について助成を行う。</p> <p>① <b>1か月児健診</b> 実施方法：原則として個別健診 健診内容：身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見、こどもの健康状態や育児の相談等</p> <p>② <b>5歳児健診</b> 実施方法：原則として集団健診 健診内容：発達障害など心身の異常の早期発見（精神発達の状況、言語発達の遅れ等）、育児上問題となる事項、必要に応じ、専門相談等</p> <p>◆ <b>留意事項</b> (1) ①の健康診査の実施に当たっては、委託先の医療機関と連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより伴走型相談支援の効果的な実施につなげる。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。 (2) ②の健康診査の実施に当たっては、健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこと。</p>	<p><b>3 実施主体等</b></p> <p>◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2</p>
<p><b>4 補助単価案</b></p> <p>◆ 補助単価案：① 4,000円/人（原則として個別健診） ② 3,000円/人（原則として集団健診）</p>	<p>9</p>

## 5歳児健康診査について

### （1）目的

幼児期において幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無がその後の成長・発達に影響を及ぼす時期である5歳児に対して健康診査を行い、子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

## 5歳児健康診査について

### (2) 健康診査の種類

一般健康診査とし、必要な児・保護者に対し多職種による専門相談及び健診後カンファレンスを実施する。

### (3) 担当者

十分な経験を有し、幼児の保健医療に習熟した医師、保健師、管理栄養士、心理相談を担当する者等により実施する。

### (4) 対象者

実施年度に満5歳になる幼児とし、標準的には、4歳6か月から5歳6か月となる幼児を対象とする。

「母子保健医療対策総合支援事業（令和5年度補正予算分）の実施について」  
（令和5年12月28日付こ成母第375号こども家庭庁成育局長通知）参考

11

## 5歳児健康診査について

### (5) 項目等

①身体発育状況 ②栄養状態 ③精神発達の状況 ④言語障害の有無

⑤育児上問題となる事項

（生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等）

⑥その他の疾病及び異常の有無

(6) 問診票及び健康診査票（こども家庭庁）は別紙2を参照

「母子保健医療対策総合支援事業（令和5年度補正予算分）の実施について」  
（令和5年12月28日付こ成母第375号こども家庭庁成育局長通知）参考

12

## 地域のフォローアップ体制等の整備について

### (1) 市に求められる役割

- ・ 5歳児健康診査の実施体制の整備
- ・ 就学前までに必要な支援につなげられるフォローアップ体制の整備
- ・ 各分野の関係者が健診やカンファレンス等に参画
- ・ 各分野の関係者が平時より顔の見える関係を構築
- ・ 発達障害等を踏まえたこども家庭センター等における相談支援等

### (2) 医療機関や医療関係団体に求められる役割

- ・ 市から依頼があった場合は可能な限り5歳児健康診査を担当する医師の確保に協力すること

「5歳児健康診査の実施に当たって求められる地域のフォローアップ体制等の整備について」  
(令和6年3月29日付こ成母第139号こども家庭庁成育局母子保健課長他連名通知) 参考

13

## 地域のフォローアップ体制等の整備について

### (3) 保育所等に求められる役割

- ・ 5歳児健康診査への情報共有
- ・ 健診で発達障害等を踏まえた支援が必要と判定されたこどもや保護者への対応

### (4) 教育委員会・小学校・特別支援学校に求められる役割

- ・ 健診結果や健診後のフォローアップに係る情報の活用
- ・ 健診後のフォローアップに参画し、保護者への相談や情報提供、就学予定の学校との調整等の役割を担うことが望ましい

「5歳児健康診査の実施に当たって求められる地域のフォローアップ体制等の整備について」  
(令和6年3月29日付こ成母第139号こども家庭庁成育局母子保健課長他連名通知) 参考

14

## 5歳児健康診査に係るQ & A

Q 実施対象者の保護者にアンケートを実施し、その中から発達障害等の疑いがある幼児にのみ5歳児健康診査を行う場合は国庫補助の対象になるか。

A 対象となる年齢の幼児全てに医師等による健診を行うこととしており、質問のケースは対象外となる。

Q 個別健診でも国庫補助の対象になるか。

A 必要な健診内容が実施され、その健診内容を踏まえた保健指導、カンファレンス等が多職種にて実施される場合は補助金の対象となる。

「令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算）に係るQ & Aについて」  
（令和6年2月5日付事務連絡（令和6年6月12日一部改正）こども家庭庁成育局母子保健課通知）参考

## 政令市の5歳児健康診査の実施状況（令和6年3月時点）

	令和5年度	令和6年度
<b>実施なし</b>	札幌市※ 仙台市 さいたま市 千葉市 横浜市 相模原市 新潟市 静岡市 浜松市	名古屋市 京都市 大阪市 堺市 神戸市 岡山市 広島市 北九州市 福岡市 熊本市
<b>実施あり</b>	川崎市（個別方式）	川崎市（個別方式）

※ 札幌市はセルフチェック表を対象世帯に送付し、発達が気になる子をもつ希望者のみを対象に実施している。希望者のみを対象とした実施は国庫補助対象外につき、実施なしとした。



## 5歳児健康診査の実施方式

### 対象者

- 対象となる年齢の幼児全てに医師等による健診を実施すること
- 発達障害等の疑いのある幼児に対してのみ健診を行う場合は国庫補助対象外となる

### 集団方式

- 5歳児健診は、原則、市町村保健センター等において行う集団健康診査として実施すること

### 個別方式

- 必要な健診内容を実施し、健診内容を踏まえた保健指導、カンファレンス等を多職種にて実施する場合、医療機関に委託して実施する個別健診も国庫補助対象となる

### 園医方式

- 保育所等における定期健康診断等の機会を活用するなどにより実施する

### 巡回方式

- 医師、保健師、心理専門職等がチームを組み、保育所等や家庭を巡回して実施する

「令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算）に係るQ & Aについて」  
（令和6年2月5日付事務連絡（令和6年6月12日一部改正）こども家庭庁成育局母子保健課通知）参考

## 神戸市における実施方式の比較

	集団方式	個別方式	園医方式
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>多職種による支援を同日に提供できる</li> <li>居住地の区で実施するため、保護者が地区担当保健師に相談しやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が受診日時を選べる</li> <li>かかりつけ医に相談できる</li> <li>プライバシーに配慮しやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健診内容の重複を一部減らせる</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>集団健診に出務する医師や心理職の確保</li> <li>市が受診日時を指定する</li> <li>プライバシーに配慮しにくい</li> <li>5歳児健診を実施する会場の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別健診を行う医師の確保</li> <li>発達のフォローが必要な場合に別日に心理職等の対応が必要</li> <li>健診後のフォローに対応する心理職の確保</li> <li>多職種でのカンファレンスの実施・評価が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>園医および施設の協力を得る必要がある</li> <li>発達のフォローが必要な場合に別日に心理職等の対応が必要</li> <li>健診後のフォローに対応する心理職の確保</li> <li>全数対象のため、所属のないこどもには別の5歳児健診を案内する必要がある</li> </ul>
共通課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>区やこども家庭センター等で実施している支援事業や医療機関で実施している精密検査等、既存の支援体制を含む健診後のフォロー体制の整理が必要</li> <li>就学に向けた教育機関との連携体制の構築（教育相談等）</li> </ul>		

## スケジュール

- 第1回神戸市母子保健事業検討委員会の開催
  - ・・・令和6年7月25日(木)
- 第1回検討委員会の内容を踏まえ、実施案作成
  - ・・・令和6年8月以降
- 第2回検討委員会の開催
  - ・・・令和6年11月以降